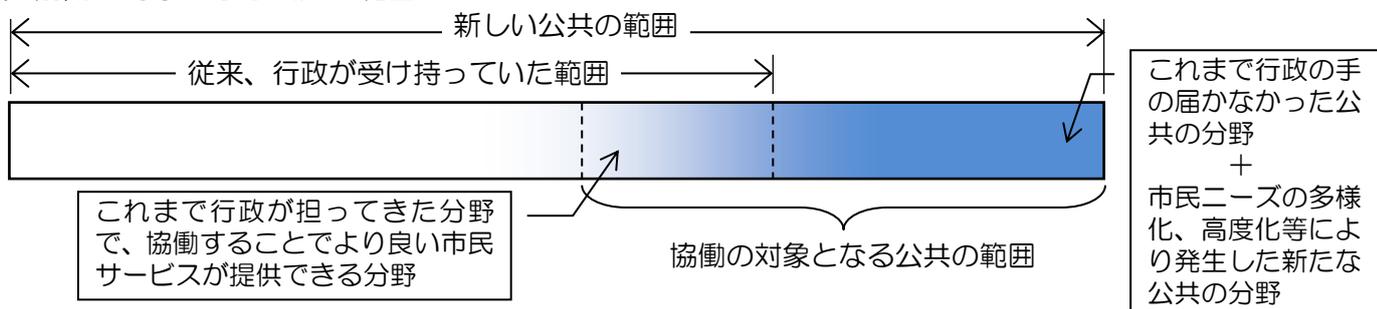


防府市における協働のあり方についての検討

○協働の範囲・形態について

1. 協働の対象となる公共の範囲



2. 協働が可能な事業

市の基本方針に合致した事業 市民等の先駆性・柔軟性・地域性などが活かせる事業
 単独では実施が難しい事業 協働した方がより良い市民サービスを提供できる事業 など

3. 協働の形態（市民により良いサービスを提供するための連携の方法）

委託、補助、共催、実行委員会、事業協力、後援（詳細は【第3回会議 資料2（参考）】を参照）

4. 協働としての委託（従来からの委託との違い）

（八王子市）

協働と呼べる委託は、パートナーの特性を十分に活用して、より効果的な取組みを進めるために業務を委託するもので、市の下請や経費削減のためといった考え方でなく、相互の特性が十分発揮できるように、仕様書の作成段階からパートナーの意見を参考にして取り入れるなど、創意工夫が必要。

（国分寺市）

市が担当すべき分野の事業を、市にはない優れた特性を持つ市民活動団体に契約をもって委ねる協働の形態で、契約を行う双方が協議を行い役割分担し、納得した上で協定書・契約書を締結するところが「従来の委託」と異なる。

（足立区）

通常の委託契約は、区が事業目的や方法を仕様書にし、受託者はその内容に違わず、誠実に履行することが求められるが、協働委託は、受託者の提案・企画を仕様内容に取り入れ、事業の遂行過程で協議の場を設定するなど、受託者が主体的に取り組むところが特徴。

（山口県）

「協働型委託は」、県民活動団体の特性に着目して委託を行うものであるため、価格競争にはなじまず、予算の範囲内で事業に最も適した企画力や実施能力、ノウハウ等を持つ委託先を決定する方法として、公募提案方式がよいと考える。「従来型の委託」は、委託先を県民活動団体に限定せず、民間企業等も候補として視野に入れながら実施する事業形態で、財政効率等の視点から業務の外部委託そのものに力点を置いた事業形態といえる。

（佐賀県）

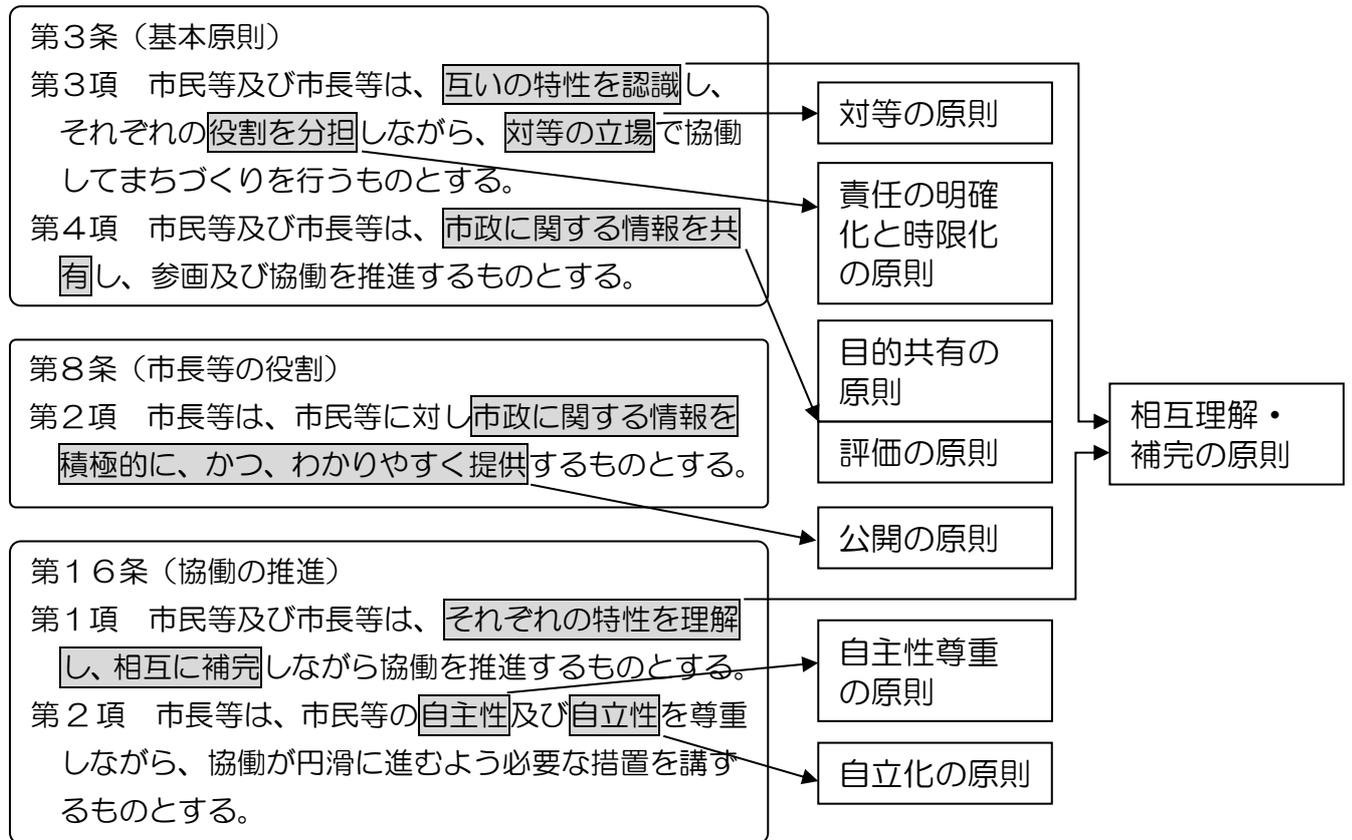
協働型委託とは、企画段階からC SO（NPO等+地縁組織）と行政とが協議しながら進めるもの。財政効率を度外視するものではないが、事業プロセスを重視した委託。これに対し、「従来型委託」は、行政が企画して進めるもの。事業完了までのプロセスより財政効率を重視した委託。



市民等の意見を仕様書に反映させるなど、市民等の能力を活かすための手段を講じながら行う委託
 （財政効率を重視し業務の外部委託そのものに力点を置いた委託は除く）

○協働の基本原則について

防府市参画及び協働の推進に関する条例の規定との対応



○検討事項

協働の範囲・形態に対する意見

協働の対象とする公共の範囲の考え方、形態の定義について（特に委託をどう考えるか）

協働の基本原則に対する意見

防府市の協働の現状とのギャップ、問題点、課題等

基本原則に掲げた理念としての協働に近づけるために必要なこと等